

管理番号 No.

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者：_____様

事業者：ベストケア柏崎居宅介護支援事業所

令和8年6月1日改正

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0257-37-1752)

携帯 (070-7470-0024) 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15)

※ただし、ご利用者の必要に応じて 24 時間対応可能な体制を整えております。

担 当 主任介護支援専門員 大平 敦司 / 管理責任者 大平 敦司

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ベストケア柏崎居宅介護支援事業所
所在地	新潟県柏崎市半田 2-5-11 パキラ半田 B
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (新潟県柏崎市 介護保険事業所番号 1570501435 号)
サービスを提供する実施地域	柏崎市・刈羽村 長岡市・十日町市・出雲崎町

(2) 事業所の職員体制

管理者兼主任介護支援専門員 1 名

管理者の職務内容：事業所の運営及び業務全般の管理、居宅介護支援等に係る業務。

介護支援専門員 3 名

管理者以外の職務内容：居宅介護支援等に係る業務。

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ (土日曜・祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,440 円 要介護 3・4・5 7,040 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1・2 3,260 円 要介護 3・4・5 4,220 円

④ ケアプランデータ連携の活用及び事務員を配置

取扱件数 50 件未満

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

取扱件数 50 件以上 60 件未満

要介護 1・2 5,270 円 要介護 3・4・5 6,830 円

取扱件数 60 件以上

要介護 1・2 3,160 円 要介護 3・4・5 4,100 円

⑤加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000 円

入院時情報連携加算（Ⅰ） 1ヶ月につき 2,500 円

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1ヶ月につき 2,000 円

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4,500 円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 7,500 円

退院・退所加算（Ⅲ） 入院または入所期間中 1 回を限度に 9,000 円

特定事業所加算（Ⅰ） 1ヶ月につき 5,190 円

特定事業所加算（Ⅱ） 1ヶ月につき 4,210 円

特定事業所加算（Ⅲ） 1ヶ月につき 3,230 円

特定事業所加算（A） 1ヶ月につき 1,140 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,000 円

通院時情報連携加算 1カ月につき 500 円

処遇改善加算 加算率 2.1%（総単位数の加算率を乗じます）

(2) 交通費

前記 2 の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に市町村等の窓口等に苦情を伝えることができます。

柏崎市 介護高齢課 電話 0257-21-2228

刈羽村 福祉保健課 電話 0257-45-3916

長岡市 介護保険課 電話 0258-39-2245

十日町市 介護保険係 電話 025-757-3757

出雲崎町 保険福祉課 電話 0258-78-2293

新潟県国民保険団体連合会 電話 025-285-3022

(3) 苦情処理手順方法

- ① 口頭又は電話にて苦情等を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

7. (事業の目的)

要介護状態にある高齢者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

8. (運営の方針)

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 事業所を他の事業から独立して位置づけ、人事・会計・物品等の管理を行う。

9. (事故発生時の対応)

介護支援専門員は、利用者に対する指定介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて、速やかに管理者に報告いたします。

10. 当法人の概要

法人種別・名称 株式会社新日本ベストケア

資本金 1,500,000 円 ※令和 8 年 6 月 1 日現在
社員数 4 名
設 立 平成 30 年 9 月
所在地・電話 新潟県柏崎市常盤台 8 番 18 号
代表取締役社長 大平 敦司
電話 0257-37-1752

事業内容 居宅介護支援事業、その他介護保険外事業

11. 当事業所はのケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである（3 月 1 日～8 月末日又は 9 月 1 日～2 月末日の期間にて集計）

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するた めに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。虐待防止に関する担当者 大平 敦司（管理者）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきませんが支援開始となった場合は別の契約となります。

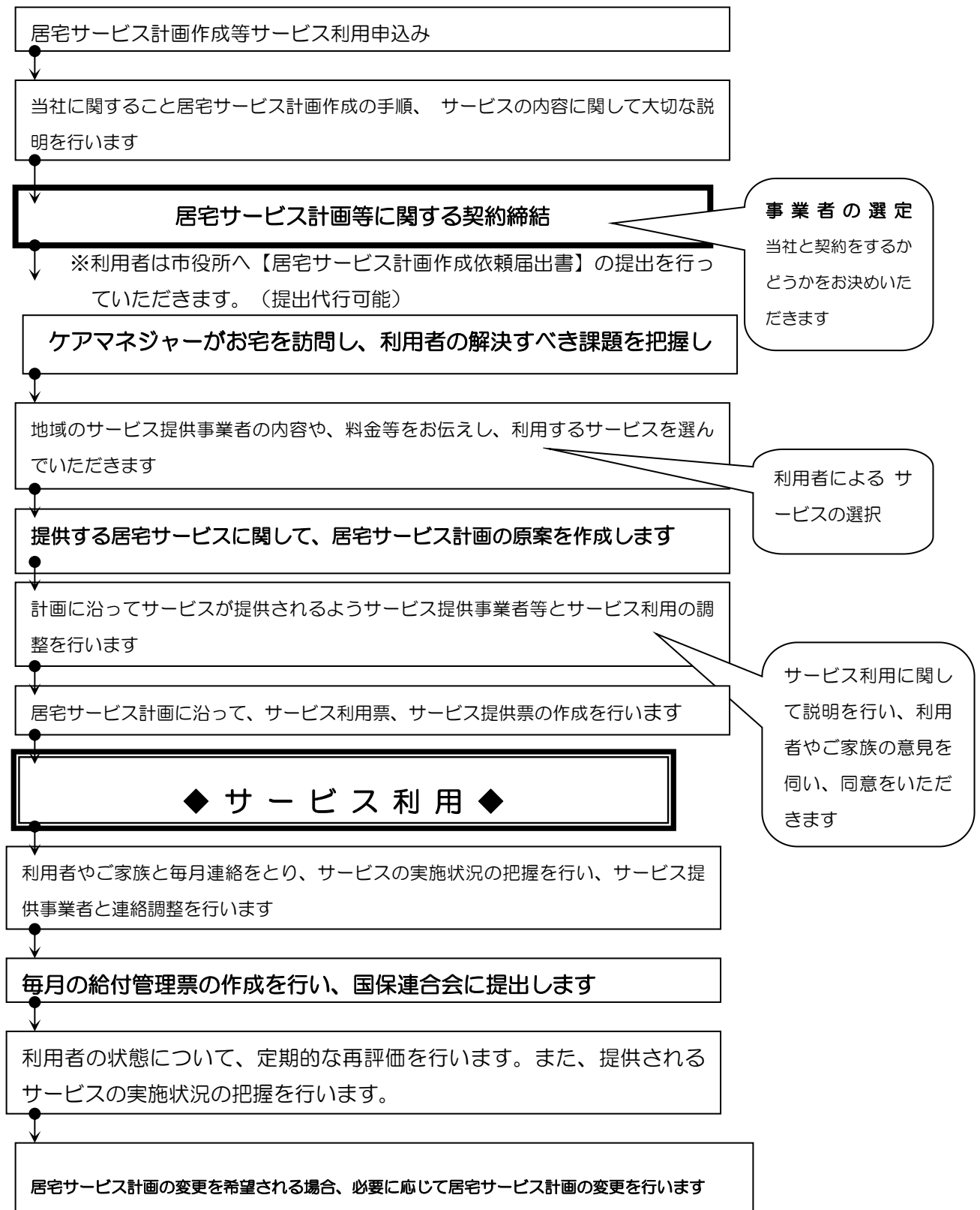
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、利用者にご負担いただく場合があります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ（指定居宅介護支援の提供方法）



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】 株式会社新日本ベストケア
代表取締役 大平 敦司 ⑩

【事業所】 ベストケア柏崎居宅介護支援事業所
【説明者】 氏名 大平 敦司 ⑩

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用申込者】
住 所 _____

氏 名 _____

【利用者家族】
住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

【代理人又は代筆者】
住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

※代筆した場合は、代筆理由を下記にご記載ください。